

規制改革ホットライン処理方針(令和2年2月19日)

デジタルガバメントワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)
① 行政機関からの照会に係る事務手続の電子化	検討に着手	◎

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

①

受付日	元年10月21日	所管省庁への検討要請日	元年11月15日	回答取りまとめ日	元年12月19日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	行政機関からの照会に係る事務手続の電子化
具体的内容	【提案の具体的内容】 ・行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続を電子化いただきたい。
提案理由	【提案理由】 ・行政機関は、財産調査等を目的として、多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約110万件の税務関連照会、約30万件の福祉関係照会を受けている)。 ・現状、生命保険会社は、このような行政機関からの照会について、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関への回答を行っているが、照会文書の様式が統一化され、手続の電子化が図られれば、行政機関および民間事業者の事務効率化に繋がるものとする。 ・具体的には、例えば省庁間共通のプラットフォームを通じてデータ連携を行うなどの方法により照会手続が電子化できれば、行政機関における印刷・郵送コスト削減、行政事務の効率化が図られるだけでなく、行政手続の迅速化により、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援が早期化するなど国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができる。 ・官民データ活用推進基本法においては、行政手続のオンライン利用の原則化(同法第10条)や、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(同法第15条)が定められるなど、政府一丸となって官民の情報連携に係るオンライン化の取組みが推進されることとされており、当該取組みを通じて、行政機関から事業者への照会手続を電子化することは、政府の方針にも適うものとする。また、『デジタル・ガバメント実行計画』において、金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)について、官民双方の業務フローを整理した上で、原則としてデジタル処理を前提とした業務へと移行していくこととされているところ、保険会社への契約内容照会についても同様の対応を行っていただきたい。
提案主体	一般社団法人生命保険協会

所管省庁	内閣官房、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省
制度の現状	【総務省】 地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われており、地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。 【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところである。 その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。 【厚生労働省】 生活保護における福祉事務所からの生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われておりますが、平成27年度から照会文書の様式を統一化しており、生命保険会社に対する照会様式を出力するためのシステム改修経費について、平成30年度第2次補正予算に計上した上で、通知を改正し、令和2年4月以降、例外なく所定の様式を使用するよう取扱いを改めました。また、本年3月6日の地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で所定の様式を使用するよう再周知しました。
該当法令等	【総務省】 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他(国税徴収法第141条) 【財務省】 国税通則法第74条の2、第74条の3、第74条の4、第74条の5、第74条の6及び第131条、国税徴収法第141条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第19条 【厚生労働省】 生活保護法第29条
対応の分類	検討に着手
対応の概要	【内閣官房、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省】 行政機関から金融機関に対して行われる預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けて、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び金融庁において関係府省や地方公共団体、金融機関(銀行等、証券、保険)による検討会を今年度開催し、令和元年11月に「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とまとめ」を策定しました。 同とりまとめでは、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図ることを目指しており、引き続き、預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策等を検討し、順次、省力化・迅速化への取組みを推進していきます。

区分(案)	◎
-------	---